

# 社会福祉法人恵育会 役員及び評議員の報酬に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人恵育会（以下「この法人」という。）の定款第21条及び第8条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事、また評議員を含めて役員等という。
- (2)常勤の理事とは、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3)非常勤の役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4)報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。
- (5)費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

## (勤務形態に応じた報酬等の区分)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1)常勤理事報酬
- (2)非常勤の役員報酬

2 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

## (報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- 2 常勤の理事に対する報酬等の額は別表第1に定める通りとする。
- 3 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第2に定める通りとする。なお、別表2の額は諸税等を引いた手取り額とする。
- 4 評議員に対する報酬の額は別表第3に定める通りとする。なお、別表3の額は諸税等を引いた手取り額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- 2 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、原則毎月25日とする。
- 3 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 4 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 5 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は当該費用を支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(細則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に細則で定めるものとする。

附 則

この規程は平成30年4月1日から施行する。

別表 1

(1) 常勤理事の報酬

役職名	月額
理事長	30万円
常任理事	20万円

別表 2 (非常勤の役員の報酬)

(1) 理事

	日額
理事会等会議への出席	1万円

(2) 監事

	日額
監事監査等への出席	1万円

別表 3 (評議員の報酬)

(1) 評議員

	日額
評議員会への出席	1万円